

丹波市人権・同和教育協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は丹波市人権・同和教育協議会(以下「丹波市同教」という)と称し、事務局を丹波市柏原町柏原443番地の丹波市所有の建物内に置く。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権の尊重、自由・平等・平和を基本理念とし、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指して、人権教育・同和教育の推進、啓発活動に取り組み、すべての市民の責任と主体性のもとに、みんなが幸せに暮らせるまちづくり、人権文化の創造を図ることを目的とする。

また、研究団体・各機関が広く連携して、人権課題の解決に向けて研究し、人権意識の高揚を図る。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部会及び研修会による活動を中心とした人権・同和教育の研究推進
- (2) 人権意識高揚への啓発活動と人権問題解決への活動
- (3) 関係機関、団体の連絡調整
- (4) 兵庫県人権教育研究協議会、丹波地区人権・同和教育研究協議会との連携
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本会は、この会の目的を達成するために、市民及び各種団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	30名以内
監査委員	2名

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長及び監査委員は、理事会において選出し、総会で承認する。
- (2) 理事は、各部会より若干名選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

- 2 役員の欠員が生じた場合は、後任の役員を選任する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画運営にあたる。
- (4) 監査委員は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第9条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、要請により本会の運営等に積極的に示唆するとともに、通常の活動等の相談や指導を行う。
- 3 顧問の選任は理事会に諮って決定する。

(代議員)

第10条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、総会に出席し本会の議案を審議する。
- 3 代議員数は、各部会より7名以内選出する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、企画委員会及び理事会とする。

- 2 やむを得ない事由により、前項の会議が開催できない場合は、会長・副会長の協議により、書面表決などの適切な方法を策定し、その方法により決する。

(総会)

第12条 総会は毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は、理事の過半数の開催要求があった場合は、臨時総会を開催する。

- 2 総会は、会長・副会長・理事・代議員をもって構成する。
- 3 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定、並びに改廃
 - (2) 事業計画、並びに事業報告
 - (3) 予算、並びに決算
 - (4) 役員の承認
 - (5) その他、運営に必要な事項

(企画委員会)

第13条 本会に企画委員会を置く。企画委員会は、会長、副会長及び理事の互選により選出された4名の理事で構成する。

2 付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する企画等の原案づくり
- (2) 重要で緊急を要する懸案事項の検討及び決定に関すること
- (3) その他運営に必要なこと

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

2 付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項に関すること
- (3) 各構成団体等の連携、調整に関すること
- (4) その他必要なこと

(部会・委員会)

第15条 本会に部会及び委員会を設け、丹波市同教基本方針に基づき研究活動を行う。

2 部会及び委員会は、次の通りとする。

就学前部会、小学校部会、中・高部会、社会教育部会、社会福祉部会、企業部会、宗教部会、行政部会、PTA部会及び広報委員会。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置き、事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

- 2 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- 3 事務局員は、事務局長の命を受け会務処理を補佐する。
- 4 事務局長・事務局員の服務・給与等については別に定める。

(会計)

第17条 本会の経費は、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

(付則)

この規約は、２００５年４月１日より適用する。

２００７年５月３０日、一部改正。

２００８年５月２９日、一部改正。

２０１３年５月１６日、一部改正。

２０１８年５月１８日、一部改正。

２０２０年５月１５日、一部改正。

２０２２年５月１７日、一部改正。

２０２５年５月２０日、一部改正。